

青森県医師会母体保護法指定医師の指定基準 細則

1 人格

2 技能

3 指定医師研修機関及び指定医師研修連携施設の条件

医療施設の条件は、医師数、看護職員数、病床数、分娩室・手術室の設備等を勘案して決定する。

4 指定医師指定取得の申請、指定及び登録

指定医師の指定を申請するものは、所属郡市区医師会を経由又は直接青森県医師会長（以下、会長）あてに下記の書類を添えて申請する。

①指定取得の申請

i) 指定医師申請書（様式1の2）

ii) 履歴書（様式3）

iii) 日本産科婦人科学会の専門医の場合は、「専門医証」の写し
日本産科婦人科学会の専門医でなく、産婦人科の研修を3年以上受けたものは主任指導医の発行する「指導証明書」（様式4）

iv) 誓約書（様式5）

v) 母体保護法指定医師受講証明書（もしくは受講証明シール）

母体保護法指定医師研修会は新規指定及び更新のための研修会を兼ねることが出来る。

新規指定の場合の研修（細則9①を参照）の受講に際しては、新規指定申請前の受講が望ましいが、受講が困難な場合は指定後、早急に受講すること。

vi) 研修症例実施報告書（附則様式）

②指定

面接及び書類審査（ただし、郡市区医師会長の意見書（様式2）の提出をもって面接を省略することができる。）

③登録

青森県医師会の番号、指定及び更新の年度、指定医師の番号

(例) 02-88-98-0001

(青森) (指定年) (更新年) (指定医師の番号)

④他県からの転入

他の都道府県において指定医師であった場合には、指定医師証の写し、もしくは都道府県医師会が発行する指定医師証明証をもって技能の審査を省略することができる。

尚、指定医師は、自主的に日本医師会、県医師会に入会し、諸連絡、研修、指導等を受けること。ただし、指定医取得後、青森県医師会非会員が青森県医師会母体保護法指定医研修会に参加し受講証を交付される場合は有料（20,000 円）とする。

5 設備 医療施設は、原則として入院設備を有し、救急体制を備えること。ただし、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。

- ①蘇生器具、手術台及び回復室等を有すること。
- ②転送電話、携帯電話等で24時間患者からの連絡に対応すること。
- ③常時回復室を観察しうる体制が確保されていること。
- ④連携施設が必要と判断される場合は、県医師会がその状況を勘案して決定すること。
- ⑤連携施設の長は、当該医療施設の連携施設となった旨を書面で、会長に届け出ること。

6 設備指定の申請、指定及び登録

- (1) 県医師会は、適格と認めた施設を設備指定し、県医師会に登録する。
- (2) 指定医師は、設備指定を受けた施設が設備の大幅な変更を行った場合、再申請して再指定を受けなければならない。
- (3) 設備指定を受けた施設において、所属する指定医師が欠けた場合、その施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに会長宛に届け出なければならない。指定医師の欠員が生じた時点で設備指定は失効する。

①設備指定取得の申請

i) 設備指定申請書（様式6）の作成

[医師数、看護職員数（助産師数、看護師・准看護師数）、分娩・手術室の有無、入院設備（病床数）等]

連携施設が必要な場合は、連携施設の証明書

- ii) 指定医師証の写し
 - iii) 施術場所の平面図
 - iv) 手術用設備仕様、麻酔器、蘇生器具、呼吸心拍監視装置
 - v) 24時間対応の設備（転送電話、携帯電話等）
- ②指定
- 書類審査
- ③登録
- 青森県医師会の番号、指定の年度、指定設備の番号
- (例) 102-88-0001
- (青森) (指定年) (指定設備の番号)
- ④その他
- i) 設備指定変更届（様式7）の作成
 - ii) 設備指定辞退届（様式8）の作成
 - iii) 医療施設変更届（様式17）の作成

7 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の申請、指定、登録

- ①指定取得の申請
- i) 指定医師研修機関指定申請書（様式9）又は指定医師研修連携施設登録申請書（様式10）の作成
 - ii) 指定医師証の写し
- ②指定
- 書類審査
- ③登録
- i) 青森県医師会の番号、指定の年度、指定番号
- (例) 202-88-0001（指定医師研修機関）
- 302-88-0001（指定医師研修連携施設）
- (青森) (指定年) (指定設備の番号)
- ii) 指定医師研修機関指定通知書（様式11）
 - iii) 指定医師研修連携施設登録通知書（様式12）
- ④その他
- i) 指定医師研修機関指定辞退届（様式13）の作成
 - ii) 指定医師研修連携施設辞退届（様式14）の作成

8 人工妊娠中絶実施後の届出

書類の届出は翌月 10 日までに都道府県知事に届け出なければならず、県医師会へは翌月の 5 日必着とする。

- ①人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載すること。なお、人工妊娠中絶の実施件数が 0 件の場合も必ず報告すること。
- ②複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票をとりまとめ届けること。

9 指定の更新及び取消

- ①母体保護法指定医師研修会の開催にあたっては、以下の内容が含まれていること。
 - a) 生命倫理に関するもの
 - b) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの
 - c) 医療安全・救急処置に関するもの
- ②上記 a～c のカリキュラムを含んだ研修会を再指定に必要な指定期間中（2 年の間）に受講することを義務付ける。研修会は、A. 県医師会が単独で実施する研修会（1 年に 1 回開催・a～c のカリキュラムを全て含むもの）B. 産婦人科専門団体との同時開催による研修（1 年に 3 回開催し、a～c のいずれかのカリキュラムを振り分けて実施）とする。
- ③他県において開催された a～c の 3 カリキュラムを全て網羅した研修会を受講した場合にはこれも（②の A を受講したものと）同等に認めることとする。
- ④更新の際は、下記研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。
 - i) 「母体保護法指定医師研修会受講証明書」もしくは「受講証明シール」
 - ii) 「日本産婦人科医会研修参加証」、「e 医学会専門医単位研修記録」の提出で研修会 6 回相当の受講を確認する。※②の A に該当する研修会は含まない（②の B に該当する研修会、日本医師会生涯教育講座、青森県医師会・郡市医師会主催研修会、日本産科婦人科学会研修会のうち、産婦人科領域に関するものの参加を証する書類をもって、これに充てることができる。）
- ⑤指定医師更新申請書（様式 15）及び誓約書（様式 5）の作成。
- ⑥第 8 項に示す人工妊娠中絶手術の届出について更新までに必要な届出を行っていない場合には、指定の更新を保留又は取消することができる。

- ⑦病気療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等のやむを得ない理由がある場合には、期間を定めて更新の手続きを延期することができる。
- ⑧指定医師を辞退する場合は、辞退届（様式１６）を提出する。

１０ 指定医師の誓約

１１ 指定医師の遵守すべき事項

１２ 不服審査委員会

不服審査委員会の委員は７名とし、下記の構成とする。

- １ 医師である委員 ４名
- ２ 医師でない委員 ３名

第２号の委員中１名は、弁護士資格を有する法律家とする。

１３ 審査手数料

審査手数料の額は、次の通りとする。

- | | |
|----------------------|---------|
| ①第４項・第６項の規定に基づく指定の申請 | ２０，０００円 |
| ②第９項の規定に基づく更新の申請 | １５，０００円 |

附 則

本細則は原則として令和３年７月８日以降の新指定並びに更新に際して、これを適用するが、「指定の更新」で新たに追加となった要件について、令和３年７月８日以降から１年間は移行措置期間と定め、これを適用しない。